

(質問) 農業資金の貸付

被災農業者が受けることができる融資制度には、どのようなものがありますか。  
また、相談窓口はどこですか。

(回答)

1 天災資金 (天災融資法)

災害による被害金額、規模、種類、程度が国民経済に及ぼす影響が重大であると認められた時

2 農業経営維持安定資金

風水害、震災、火災等の災害により、農業経営や農家経済に著しい支障を及ぼすような影響を受けた時

3 農業災害対策資金

暴風雨、豪雨、地震、降雪、降霜、低温、降雹等の災害により、緊急に農業経営再建を必要とする時

4 果樹経営安定資金

果樹農家において天災やその他の被害により農業経営再建を必要とする時

詳しいことは、次へおたずねください。

- ◇ 峡中地域振興局農務部地域農政課 Tel 055-225-2471
- ◇ 峡東地域振興局農務部地域農政課 Tel 055-262-1925
- ◇ 峡南地域振興局農務部地域農政課 Tel 055-240-4113
- ◇ 峡北地域振興局農務部地域農政課 Tel 0551-23-3078
- ◇ 富士北麓・東部地域振興局農務部地域農政課 Tel 0554-45-7825

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県農政部農業技術課

担当 担い手金融担当

電話 055-223-1619

F A X 055-223-1622

E - m a i l nougyo-git@pref.yamanashi.jp

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/nouseibu/gijutu/>